

特別自治市を見据えた区の機能強化の取組

1 これまでの主な取組（区の機能強化の変遷）

本市では、「地域の総合行政機関」として、住民に身近な区役所が身近なサービスを幅広く提供できるよう、また、「地域協働の総合支援拠点」として、参加と協働による地域自治が進むよう、地域に寄り添い課題解決を進める地域支援の取組を強化してきました。

【参考資料 1】

平成 6 年度	<u>個性ある区づくり推進費の創設</u> 地域の身近な課題や緊急的なニーズに、区がより主体的かつ迅速に対応
平成13年度	<u>福祉保健センターの設置</u> 福祉・保健の相談からサービス提供まで一体的に対応
平成16年度	<u>区役所への市立保育所の移管</u> 多様な保育ニーズに対応し、地域の子育て支援の拠点として活用
平成17年度	<u>区役所への土木事務所の編入</u> 道路や公園分野のニーズに、より迅速にきめ細かく対応
平成21～ 22年度	<u>地域力推進担当の設置</u> 地域の課題が多様化・複雑化する中、区の総合的な地域支援機能を強化
平成27年度	<u>横浜市区役所事務分掌条例の制定</u> 都市内分権による住民自治拡充の必要性を踏まえた地方自治法の改正に伴い制定
平成28年度	<u>区提案反映制度の創設</u> 区だけでは解決が困難な課題に、区局がより一層連携して対応

2 横浜市区役所事務分掌条例

(1) 経緯・背景

平成 25 年度の第 30 次地方制度調査会の答申(都市内分権による住民自治拡充の必要性)を踏まえ、区役所が分掌する事務を条例で定める等の地方自治法の一部改正が行われ、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。【参考資料 2】

この法改正に当たっては、市長及び議長等に対して総務大臣から通知が出され、条例については、どのような区のあり方がふさわしいか十分検討した上で立案する必要があること、また、議会においても、どのような区のあり方がふさわしいか十分に議論することが重要であることとされました。

これを受け、大都市行財政制度特別委員会で指定都市の区に関する事項が検討され、平成 27 年 11 月 30 日に報告書がまとめられました。

本市では、報告書の内容を踏まえ、具体的な条例案の内容について検討し、平成 28 年第一回市会定例会に議案を上程し、議決いただきました。【参考資料 3】

<横浜市區役所事務分掌条例施行までの流れ>

平成 25 年 3 月 横浜特別自治市大綱の策定

平成 26 年 5 月 地方自治法の一部を改正する法律の公布
公布に伴う総務大臣通知

平成 27 年 11 月 大都市行財政制度特別委員会

「指定都市の区に関する事項に係る検討結果報告書」

平成 28 年 2 月 横浜市區役所事務分掌条例の制定

平成 28 年 4 月 改正地方自治法の施行

横浜市區役所事務分掌条例の施行

(2) 条例の特徴

法が要請する区役所の分掌事務を列記するだけでなく、行政区としてこれまでと同様に市民に寄り添う区役所の役割を明示し、また区長の意見陳述等に関する事項も明文化しました。

<条例の主な内容>

●区役所の役割（第2条関係）

- ・「地域の総合行政機関」及び「地域協働の総合支援拠点」としての区役所の機能強化に取り組むこと
- ・地域によって異なる課題や要望に対し、自ら創意工夫して迅速かつ的確に対応するとともに、縦割りになりがちな局等の関係機関との連携・調整を区役所が中心となって行うこと

●区役所の事務分掌（第3条関係）

- ・区役所の役割を担うために必要な事務を概括的かつ簡潔な表現で列記

●区長の意見陳述等（第4条関係）

- ・これまで以上に住民の声に寄り添った市政運営を行えるようにするため、区局の連携・調整機能を明文化

3 条例の区役所の役割を踏まえた取組

(1) 地域の総合行政機関

本市では、市立保育所の区役所への移管、保健所・土木事務所の区役所編入など、他都市に先駆けて区の機能を充実させてきました。条例制定を契機に、区における総合行政の推進の具体的な内容を規定するため「区における総合行政の推進に関する規則」を新たに制定しました。

<規則の主な内容>

- ・市の事務事業等に関する区局長の相互協力に関すること
- ・区長が、市の事務事業等に関して、局長に対し必要な措置を講ずるよう要請することができるなどの区長の総合調整等に関すること
- ・局長は、区長からの要請事項の実現に努めるものとするほか、区長の意見を市の事務事業に十分反映させるよう努めるものとするなどの局長の責務に関すること

(2) 地域協働の総合支援拠点

本市では、地域の課題が多様化・複雑化する中、区の総合的な地域支援機能を強化するため、地域力推進担当や、地域と向き合う体制を全区に設置し、積極的に地域に出向き、地域支援の取組を進めてきました。

条例を踏まえて、地域と向き合う体制を担う地区担当職員向けに、コーディネート力向上のための研修を行うなど、職員の人材育成を推進しています。また、全ての区職員、地域支援に関わる局職員が市としての地域支援の考え方や体制、それぞれの役割等を共有し、本市が一体となって、より効果的に地域支援を行うことを目的とした「地域支援業務に係るガイドライン」を策定しました。【参考資料4】

(3) 区局の連携・調整

本市では、行政区の強みである区と局の連携を最大限に生かした効率的・効果的な行政運営を行ってきました。

条例に基づき、区だけでは解決が困難な課題に、区局がより一層連携して取り組む仕組みとして、「区提案反映制度」を創設しました。(平成29年度予算編成から対象)

<区提案反映制度>

区が把握した地域のニーズや課題等について、区が現場の視点から解決策を検討し、局における市としての予算化、制度化を提案する仕組み

<「区提案反映制度」の提案数、対応数、対応率等>

区提案反映制度	提案数	対応数	対応率	参 考 (30年度)
30年度	224件	167件	74.6%	≪ 予算案件 ≫ ・花と緑あふれるクリーンタウン 公民連携による環境整備 (西区)
予算案件	202件	149件	73.8%	≪ 制度案件 ≫
制度案件	22件	18件	81.8%	・集合住宅比率の高いエリアにおける地域コミュニティの持続可能性向上に向けた総合的な施策の検討 (南区ほか)
29年度	228件	166件	72.8%	

4 今後の取組の方向性

- ①「地域の総合行政機関」として、区役所の業務の効率化を図りながら、より質の高い行政サービスを提供していきます。
- ②「地域協働の総合支援拠点」として、地域に寄り添って課題解決を進められるよう、コーディネート力をより一層高め、地区担当制を中心とした地域支援の取組を強化していきます。
- ③市が一体となって地域課題を解決できるよう「区提案反映制度」も活用しながら、区と局の連携を最大限発揮していくとともに、地域支援の強化に向けた区の執行体制や、個性ある区づくり推進費など予算に関する庁内検討を進めていきます。

横浜市における区の機能強化の主な変遷

参考資料1

昭和44年度

市民の利便性の向上

1 区長室の設置

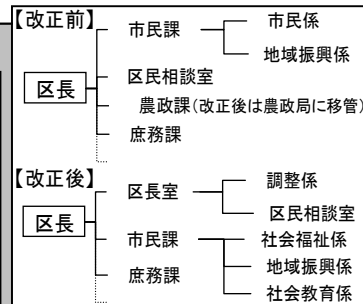
・区長権限の拡大、区が立案実施する事業の拡大及び局の事務所事業所との連絡調整強化のため、調整機能と企画機能の整備

2 市民課の再編・強化（社会福祉係、地域振興係、社会教育係の設置）

・市民サービス向上と地域の実態に応じた施策の実現

3 総合庁舎の計画的建設

・福祉事務所、保健所、消防署等を1箇所を集めた総合庁舎を計画的に建設



昭和52年度

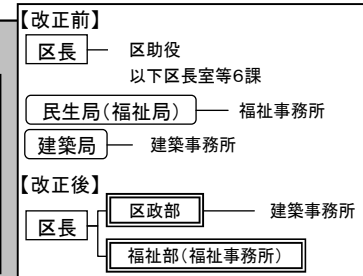
総合機関としての区役所の実現

1 区要望反映システム（区政重点課題解決のため区要望を局予算に反映）の導入

2 福祉事務所（部相当）と建築事務所（課相当）の編入（昭和52年6月10日）

・建築事務所は11年度に区役所から分離、市内4方面事務所に再編。18年度に「建築宅地指導センター」として統合。

3 区政部・福祉部の2部制（昭和52年6月10日）



昭和56年度

1 区の主体性、独自性を発揮できる企画調整機能の確保

・区政推進課の設置

昭和58年度

1 市民に身近な場所でのサービス提供

・行政サービスコーナー(係相当)の設置

平成6年度

地域総合行政機関としての区役所の実現

1 「個性ある区づくり推進費」の創設

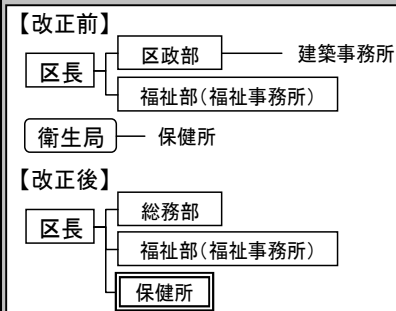
・各区の責任において執行できる予算を、1区1億円に大幅に増額(自主企画分)
・局から区への配付予算を大括りにして区予算化。区長の裁量執行可(一般分)

2 区政部から総務部に

・経理等担当(係長)の設置(区内経理事務の統轄)
・区政推進課の強化・充実(情報提供、企画調整機能)
・地域振興課の設置(地域活動支援、自主的活動支援、区民利用施設の一元管理・運営)
・街の美化担当(課長・係長)の設置(環境事業局事務所長、担当係長兼務。不法投棄対策、リサイクル活動推進)

3 保健所(部相当)の編入(地域における福祉と保健の連携。平成6年7月1日。)

4 福祉保健サービス課、地域福祉課の設置(平成6年7月1日)



平成12年度

1 戸籍課の窓口改善

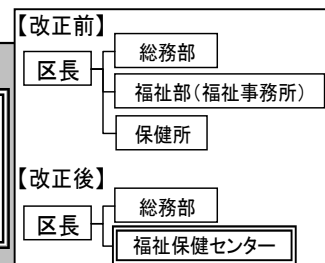
・戸籍課証明発行窓口の順次設置開始

平成13年度

福祉・保健の連携強化

1 福祉保健センターの設置(平成14年1月1日)

・福祉部(福祉事務所)と保健所の組織を統合し、高齢者、障害者、子ども等、対象者別に再編
・相談窓口機能の総合性を強化(サービス課総合相談窓口)
・総合的な企画立案を行う「事業企画係」を設置



平成15年度

- 1 区政運営方針の策定と公表
- 2 区の重要事項を決定する「区づくり経営会議」の設置
- 3 学校支援・連携担当課長の設置

平成16年度

区への分権・新時代の区機能強化

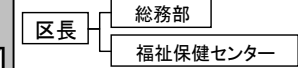
1 経営機能の強化

- ・庁内公募による区長の登用
- ・区長を補佐する「副区長」の設置(総務部長兼務)
- ・区長による地域の实情に合わせた独自の執行体制の編成実施

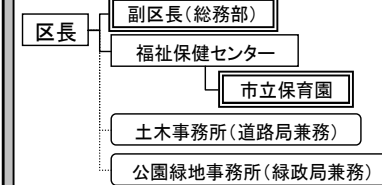
2 地域行政機能の拡大

- ・「保育担当係長」の設置。市立保育所(121か所)の福祉局から区への移管
- ・まちの計画・支援・相談窓口の設置(身近なまちのルールづくりに関する業務の推進)
- ・道路局「土木事務所」、緑政局「公園緑地事務所」の区役所兼務化

【改正前】



【改正後】



平成17年度

新時代の区の機能強化Ⅱ

1 区予算制度の改革

- ・自律編成できる財源枠の拡大(18億円から27億円)
- ・区局連携事業予算の創設(区が局に事業実施を要請して局に財源を提供できる制度(約1.6億円))
- ・区への予算配付の改善(可能な限り局ごとにとりまとめ、年度当初に一括配付)

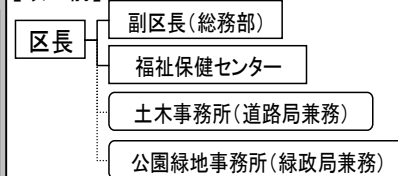
2 道路・下水道・河川・身近な公園などの維持管理機能の区移管

- ・区役所への土木事務所編入。あわせて公園緑地事務所の一部業務の移管

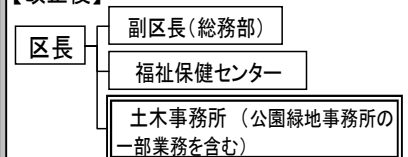
3 市民サービスの向上

- ・戸籍電算化準備開始、戸籍課証明発行窓口・税証明のワンストップ化の全区展開
- ・行政サービスコーナーの機能拡充(証明書を即時発行できる時間帯を拡大)

【改正前】



【改正後】



平成18年度

- 1 放課後キッズクラブ事業、社会福祉法人型障害者地域活動ホームの運営事業等の局からの移管
- 2 各区の創意工夫により確保した特定財源の区の財源化、活用

平成19年度

市民主体の地域運営を支える区役所

1 戸籍・保険年金・サービス課の一部業務に関する土曜日開庁の全区展開

2 「地域ニーズ反映システムに係る政策調整部長会議」の設置

- ・区からの提案に対し、全市的な視点で議論・調整する場の設置

3 課税課と納税課の組織統合による税務課の設置

4 健康危機管理機能の強化

- ・18保健所から1保健所18保健所支所体制へ

5 危機管理体制の充実

- ・安全管理担当部長、安全管理担当課長、危機管理担当係長の設置

6 魅力ある窓口づくりモデル事業の実施

- ・快適な待合スペース等の実現。H19:2区、H20:4区

7 戦略企画官、戦略企画官補の設置

- ・港南区戦略企画官専任配置、青葉区戦略企画官兼務配置。20年度に4区配置、21年度に6区に増員配置

平成20年度

1 区局連携事業予算の拡充

・約2,000万円から約3.8億円に増額

2 地域元気推進員の配置

・5区に配置。身近な地域・元気づくりモデル地区の取組への支援等。

3 戸籍(原本・附票)電算化

平成21年度

地域の多彩な活動を支える区役所

1 区の地域支援機能の強化(地域力推進担当の設置)

・市民主体による地域運営、協働による課題解決のため地域力向上を推進する「地域力推進担当」の総務部設置

2 福祉保健センターのサービス提供機能の強化

・健康危機管理体制の明確化(福祉保健課長及び生活衛生課長を「健康危機管理担当」に位置づけ)
・サービス課を「高齢・障害支援課」「こども家庭支援課」「保護課」へ再編(相談からサービス提供までの一体化と課長の管理スパンの適正化)

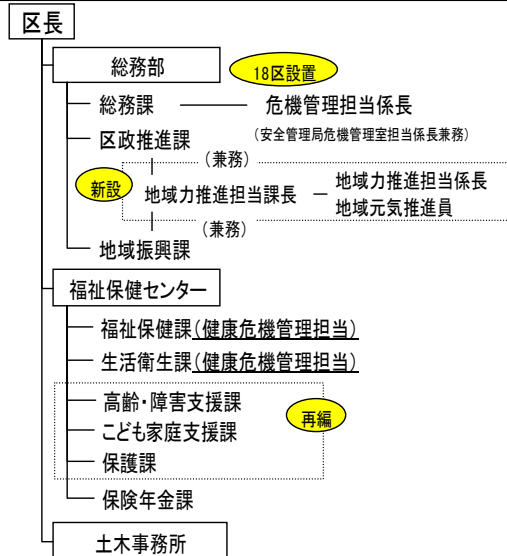
3 区政調整部長会議の設置

・「地域ニーズ反映システムに係る政策調整部長会議」の機能強化
区政運営上の課題に関する全市的視点での議論・調整の場の設置

4 税務事務の集約化

・法人市民税の賦課事務の区から局への移管(7月)

5 税務課滞納整理担当と保険年金課収納担当の運営責任職の兼務



平成22年度

地域協働の総合支援拠点としての区役所

1 区の地域支援機能の強化

・地域力推進担当課長の専任配置(2区)、係長及び担当職員の全区配置(21年度:13区、22年度:5区)、
地域元気推進員の全区配置(20年度:5区、21年度:5区、22年度:8区)
・事業企画担当係長の全区配置(21年度:13区、22年度:5区)

2 自主企画事業費の財源配分の見直し

・より区の特性を踏まえた配分となるよう、地域特性による配分割合を従来の10%から25%に増加し、新たな指標を導入(学齢前人口比率、高齢化率、外国人登録人口等)
・重点政策事業を、提案型でなく、区の自律編成予算とする

3 予算区分の見直し

・区配から区づくり推進費に統合した一般事業費について、区の裁量の有無という視点から検証し、性質に応じて、自主企画事業費と局予算に整理し、一般事業費の予算区分を廃止

4 歳入確保強化に向けた対応

・滞納整理業務に専念でき、より滞納整理が進むよう、保険年金課保険係に滞納整理担当係長及び嘱託員をモデル的に配置(22~23年度、鶴見区、中区)

5 保育所待機児童の解消に向けた対応

・地域特性を踏まえ、区・局一体となった効果的な背景展開を目指し緊急保育対策重点区(8区)の区政推進課に担当係長を配置(こども青少年局子育て支援課緊急保育対策担当係長兼務)

6 地域ニーズ反映システムの強化

・局の次年度予算編成前に、区が把握した重点課題に対応するための施策・事業提案を区長が市長・副市長に説明する場を設定

7 「柔軟な勤務時間の導入」試行実施

・職員のワークライフバランスの確保等のため、ずらし勤務を試行実施(4区2局(都市整備局、道路局))
南区(総務課、区政推進課、地域振興課)、青葉区(区政推進課、地域振興課)
栄区(区政推進課、地域振興課、高齢支援課)、泉区(区政推進課、地域振興課、福祉保健課)

8 電話会議の開催

・おもてなしによる行政サービスを進めていくため、市長と18区長との電話会議を開催

【区役所支援体制の強化】

1 区役所会議の機能強化 《22年度「局再編成プロジェクト」による検討結果》

- ・区役所の意向を局に反映させやすくするため、調整会議に諮る案件について、区役所会議に事前に諮ることを明確化
- ・区長会議の機能強化を図るため、22年度に設置された区長会プロジェクトを明文化

2 相談部署の明確化 《22年度「局再編成プロジェクト」による検討結果》

区役所の課ごとに、局側に窓口課を設置し、個別の業務上の繋がりがだけでなく、相談先が不明なものについても相談を受けることで、区局間のより一層の連携を強化

3 区役所の体制強化

(1) 歳入確保強化に向けた対応

滞納整理業務に専念でき、より滞納整理が進むよう、保険年金課保険係に滞納整理担当係長及び職員または嘱託員を配置(5区)

(23年度～:神奈川区、旭区、港北区(職員))(22～23年度(モデル実施):鶴見区、中区(嘱託員))

(2) 保育所待機児童の解消に向けた対応

地域特性を踏まえ、区・局一体となった効果的な施策展開を目指し、区政推進課に担当係長配置

(こども青少年局子育て支援課緊急保育対策担当係長兼務)(22年度8区→23年度18区)

【地域支援体制の強化】

4 地域運営補助金の創設

地域が主体的・継続的に課題解決に取り組めるよう、団体間の連携を進め、地域活動を支援するための補助金制度を創設

1 元気な地域づくり推進事業の拡充

参加と協働による地域自治の支援を推進するために、地域の団体が連携した取組への補助・情報の提供やコーディネーターの派遣、人材発掘・育成などを区役所が企画し、総合的な地域支援を行えるよう、元気な地域づくり推進事業を拡充(平成23年度 3,300万円から約9,709万円に拡充)

2 区役所の体制強化

(1) 児童虐待対応

不適切養育や児童虐待等に対する体制を強化するため、保健師を配置
(神奈川区、港南区、旭区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区)

(2) 保育所入所運営事務改善

入所事務の担当を福祉職から事務職に転換し、事務職員を応援配置するとともに、事務の一部を集約化
(モデル実施 鶴見区(2名)、中区、南区、保土ヶ谷区、港北区(2名)、緑区)

(3) 保護課保護係の強化

・生活保護受給世帯における中高生に対する支援等を行う保護課教育支援専門員の全区配置
(平成24年4月1日現在の実配置:神奈川区、南区、保土ヶ谷区、港北区、緑区、戸塚区、瀬谷区)

1 区役所の体制強化

(1) 児童虐待対応

不適切養育や児童虐待等に対する体制を強化するため、H24年度に一部の区に配置した保健師を全区に配置
(H24年度:8区)

(2) 保育所入所運営事務改善

H24年度に一部の区でモデル的に実施した事務改善(福祉職から事務職への事務の転換や事務職員の応援配置、事務の集約化)を全区で実施
(H24年度:6区)

(3) 防災・減災対策の強化

自助・共助を中心とした防災・減災業務に重点的に取り組むことを明確化するため、「地域防災支援担当」を設置(総務課長、庶務係長、危機管理担当係長兼務)

また、より対策の緊急度合いが高い区に専任の地域防災支援担当係長と職員を配置

(係長・職員の配置:神奈川区、西区、中区、南区 / 職員のみ配置:鶴見区、磯子区、金沢区、港北区)

(4) 児童相談所業務の一部移管と体制強化

改正児童福祉法施行(H24.4)に基づき、児童相談所の在宅障害児・者に対する障害相談業務を区へ移管するとともに、全区に福祉職を配置

2 ハローワークとの連携による福祉サービスと就労支援の連携強化

就労支援窓口「ジョブスポット」を開設し、生活保護受給者等への職業紹介を一体的に提供する就労支援の開始
(8区:鶴見区、中区、磯子区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区)

3 税務事務の集約化

納税内部事務の区から局への移管

1 区役所の体制強化

(1) 保育所待機児童対策や子ども子育て関連3法に対する体制強化

保育所待機児童対策の継続や、平成27年に施行される子ども子育て支援新制度関連して、保育所入所事務等に対応するために、こども家庭支援課の事務職員と嘱託員を増員

(2) 防災・減災対策の強化

自助・共助を中心とした防災・減災業務に重点的に取り組むため、H25年度に4区に配置した「地域防災支援担当係長」を、新たに4区に配置(鶴見区、磯子区、金沢区、港北区)

(3) 地域支援機能の強化

区の特性に応じて、地域の様々な主体の連携による課題解決の場の充実に取り組むとともに、地域課題へのきめ細かな対応を進めるため、金沢区に地域力推進担当課長を、旭区に地域支援担当係長を配置(金沢区:工業団地等の地域支援、オープンデータの推進、旭区:高齢者等の多い市営ひかりが丘住宅への支援)

(4) 市立図書館等との連携強化

平成26年4月に施行された「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」の理念に則り、区役所と各区の図書館が連携し、市民の読書活動を推進するために、各区の地域振興課に図書館長等が兼務する読書活動推進担当課長を配置

2 ハローワークとの連携による福祉サービスと就労支援の連携強化

「ジョブスポット」の開設(5区:神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、栄区)

平成27年度

1 区役所の体制強化

(1)「子ども・子育て支援新制度」への対応と乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援

留守家庭児童への対応を含めた学齢期対応の窓口を一本化し、乳幼児期から学齢期まで切れ目のない支援を行うため、地域振興課の学校支援・連携担当課長をこども家庭支援課に移管。あわせて放課後児童育成事業を移管し、新たに担当係長(教育委員会事務局 方面別学校教育事務所兼務)を配置

(2)「生活困窮者自立支援制度」への対応

- 生活保護を主体とした支援にとどまらず、広い視点で生活困窮者を支援していくために、保護課及び係(保護運営係、保護係)の名称を、それぞれ「生活支援課」「事務係」「生活支援係」に変更
- 地域と連携した支援を展開するためのネットワーク構築等に向け、区役所生活支援課と健康福祉局生活支援課を兼務する生活困窮者支援担当係長を新たに配置(3名で18区を分担)

2 ハローワークとの連携による福祉サービスと就労支援の連携強化

「ジョブスポット」の開設(5区:西区、南区、港南区、金沢区、緑区)

平成28年度

1 「横浜市区役所事務分掌条例」及び「区における総合行政の推進に関する規則」の施行

区役所が分掌する事務を条例で定めるとともに、区役所の役割や区局の連携・調整機能等を明文化

2 区役所の体制強化

(1)地域包括ケアシステムの推進

医療・介護・予防・生活支援などを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を構築するために地域包括ケア推進担当係長を配置

(2)地域防災機能の強化

災害時の危機管理業務と日常的な地域防災活動をより一体的に進めるために、「危機管理担当係長」を「危機管理・地域防災担当係長」に名称変更し、全区に担当係長又は職員を増員

(3)生活困窮者自立支援の強化

「生活困窮者自立支援制度」の実施にあたり、地域とのネットワーク構築等を強化するために、区役所を兼務する健康福祉局の生活困窮者支援担当係長を増員(5名で18区を分担)

3 「区提案反映制度」の創設

「横浜市区役所事務分掌条例」施行に伴い、平成29年度予算編成より、区だけでは解決が困難な課題に、区局がより一層連携して取り組む仕組みとして、区から局へ予算や制度等を提案し、反映する、「区提案反映制度」を創設。(参考)平成28年度予算編成までは「地域ニーズ反映システム」として実施。

平成29年度

生活困窮者自立支援の強化

「生活困窮者自立支援制度」の実施にあたり、地域とのネットワーク構築等を強化するために、区役所を兼務する健康福祉局の生活困窮者支援担当係長を増員(6名で18区を分担)

平成30年度

こども家庭支援課体制の充実

児童虐待対応等の状況を踏まえ、こども家庭支援課体制の充実を図るため担当係長を5区に増員

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申（平成25年6月25日）を踏まえ、指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするほか、中核市制度と特例市制度の統合、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずる。

1. 指定都市制度の見直し

○ 区の役割の拡充

- ・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする

（第252条の20第2項関係）

- ・ 市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする

（第252条の20の2関係）

○ 指定都市都道府県調整会議の設置

- ・ 指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとする

（第252条の21の2関係）

- ・ 指定都市の市長又は都道府県知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員の意見に基づき、必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする

（第252条の21の3関係）

2. 中核市制度と特例市制度の統合

- ・ 特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとする

（第252条の22第1項、旧第2編第12章第3節、附則第3条等関係）

地方自治法の一部を改正する法律の概要②

3. 新たな広域連携の制度の創設

○ 「連携協約」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする

(第252条の2関係)

- ・ 連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとする

(第251条の3の2、第252条の2第7項関係)

○ 「事務の代替執行」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする

(第252条の16の2～第252条の16の4関係)

4. その他

- ・ 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を創設する

(第260条の38、第260条の39関係)

5. 施行期日

- ・ 1は公布日から2年以内で政令で定める日（平成28年4月1日）、2及び4は平成27年4月1日、3は公布日から6月以内で政令で定める日（平成26年11月1日）

○横浜市区役所事務分掌条例

平成 28 年 2 月 25 日

条例第 2 号

横浜市区役所事務分掌条例をここに公布する。

横浜市区役所事務分掌条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(昭和 34 年 3 月横浜市条例第 1 号)第 3 条に規定する区の事務所(以下「区役所」という。)の役割を明らかにするとともに、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 20 第 2 項の規定に基づく区役所の事務分掌その他必要な事項を定めるものとする。

(区役所の役割)

第 2 条 区役所は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 住民に身近な行政サービスを提供すること。
- (2) 区の地域における協働を総合的に支援すること。
- (3) 区の地域における課題及び要望を把握し、並びに市政に関する情報を提供すること。
- (4) 区の地域の特性に応じた行政運営を推進すること。
- (5) 区の区域内において横浜市が行う事務事業について必要な総合調整を行い、区における総合行政の推進を図ること。

(区役所の事務分掌)

第 3 条 区役所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 区の行政運営に係る企画及び総合調整に関する事項
- (2) 区における地域の振興に関する事項
- (3) 区における戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- (4) 区における社会福祉、保健及び衛生に関する事項
- (5) 区における住民の安全に資するまちづくりに関する事項
- (6) その他区における住民に身近な行政サービスに関する事項

2 区役所の組織の事務分掌については、規則で定める。

(区長の意見陳述等)

第 4 条 区長は、当該区の地域における課題を解決し、又は要望に対応するため必要があると認めるときは、関係する局長(横浜市事務分掌条例(昭和 26 年 10 月横浜市条例第 44 号)第 1 条に掲げる統括本部及び局、消防局、水道局、交通局並びに医療局病院経営本部の長並びに教育長をいう。)と協議を行うものとする。

2 市長は、前項の協議に関し、必要と認めるものについて、区長が当該予算、制度等に関する意見を述べる機会を設けるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附帯意見

第30次地方制度調査会以降「総合区」という新たな区のあり方が示されるとともに、横浜市においては新たな大都市制度として「特別自治市」を目指している。また、区の地域の特性に応じた行政運営の推進においては、その進展に伴い区における意思決定の必要性なども生じてくる可能性もある。そこで、区のあり方については、国の動向や他の指定都市との連携なども踏まえ、今後も継続的に検討し、横浜市区役所事務分掌条例についても必要に応じて適宜見直しを図るよう特段の努力を払われたい。

1 ガイドラインのねらい・位置付け等

(1) ねらい

全ての区職員、地域支援に関わる局職員が、市としての地域支援の考え方や体制、それぞれの役割等を共有し、本市が一体となって、より効果的に地域支援を行うことを目的としています。

(2) 位置付け

横浜市区役所事務分掌条例を踏まえ、区役所が取り組むべき地域支援の方向性を示すものとして作成しました。

2 地域支援における区役所の役割

(1) 考え方

多様化・複雑化する地域の課題に対応するためには、行政の公平で均一的なサービス提供だけでは限界があり、必要などころから、できるところから、素早くきめ細かに対応できる地域の主体的な取組が欠かせません。

また、住みやすい魅力ある地域づくりを進めるためには、地域の中で、地域に暮らし活動する人々が、地域の課題解決に向けて、自ら対応策を決定し、責任を持って行動する市民主体の地域運営が重要です。

市民主体の地域運営を進めるためには、一定のエリア（地区連合町内会エリア等）ごとに、自治会町内会をはじめ地域で活動する団体・個人、NPO法人、企業等が、それぞれの強みを活かし、主体的・継続的に地域の課題解決や魅力づくりなどに、協働により取り組むことが大切です。本市では、このような取組を協議・実践する場を「地域のプラットフォーム」と呼び、市民主体の地域運営の基盤と考えています。

しかしながら、地域によっては、地域で活動する団体同士の連携が不十分であったり、課題解決のための資金確保や担い手不足といった課題が生じています。

そこで、地域のプラットフォームの機能の充実に向けて、団体同士の連携を促進したり、地域活動の担い手づくりを進めるなどにより、地域の主体的な活動を支援することが必要です。

さらに、地域の状況や課題によっては、このような活動の支援を行うとともに、行政と地域が対等な立場に立ち、課題や目的を共有しながら、課題解決に向けて協働により取り組むことも大切です。地域と行政の協働により、高い効果の発揮を期待できます。

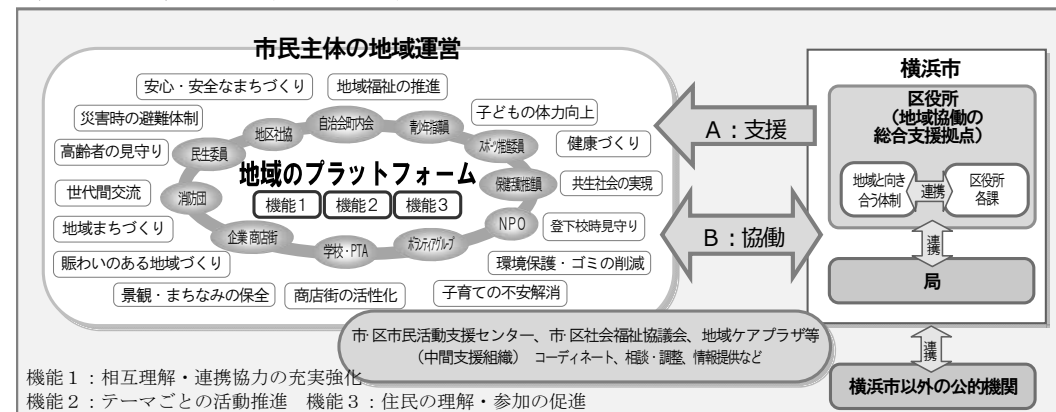
(2) 区役所の役割

地域支援における区役所の役割は、市民主体の地域運営に向けて、地域の実情を踏まえながら、「協働による地域づくり」を推進することです。

[主な役割]

- ① 地域の課題解決や魅力づくりに取り組む、自治会町内会をはじめとする地域の団体や個人をつなぐこと（⇒A：支援）
- ② 地域の活動を支援することにより、地域のプラットフォームの機能の充実を図ること（⇒A：支援）
- ③ 地域のプラットフォーム等との協働により地域の課題解決等に取り組むこと（⇒B：協働）

[参考2] 協働による地域づくり（イメージ図）



(3) 地域支援とは

ガイドラインにおいては、横浜市区役所事務分掌条例の趣旨を踏まえ、地域における協働の取組を総合的に支援すること、さらには、地域の状況や課題に応じて、地域との協働により課題解決に取り組むことを指すものとします。

[参考1] 横浜市区役所事務分掌条例（抄）
（区役所の役割）
第2条第2号 区の地域における協働を総合的に支援すること

3 地域支援の体制

(1) 本市の地域支援の体制

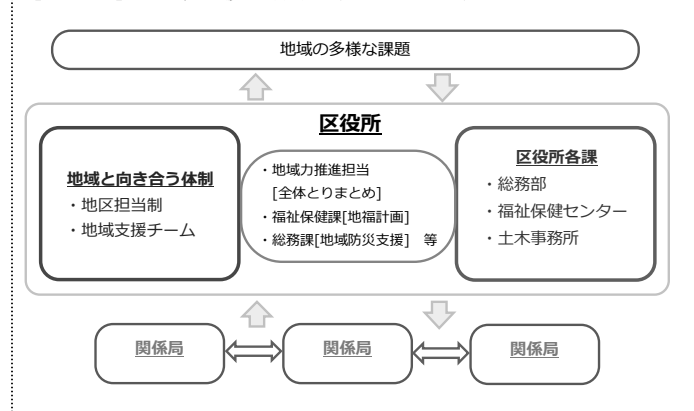
地域の実情を踏まえた支援を行うためには、区役所が地域に寄り添い、地域と課題を共有することが重要です。しかしながら、地域の課題は多様化・複雑化しており、部署ごとの縦割りによる事業展開では、地域の課題全体を把握し、課題解決を支援することは困難です。

そこで、部や課の垣根を超えて複数の課の職員等が連携できる横断的な体制として、概ね連合町内会単位で、地区担当制と地域支援チームにより構成する地域と向き合う体制を設置しています。

地域と向き合う体制と区役所各課、関係する局が連携しながら、地域の課題解決に取り組みます。

地域と向き合う体制と区役所各課の連携は、地域支援における区役所全体のとりまとめを行う地域力推進担当が、福祉保健課、総務課等の地域と向き合う体制に関わりの深い課と、課題に応じて役割分担しながら担います。

[参考3] 地域支援の体制（イメージ図）



(2) 地域と向き合う体制

地域と向き合う体制は、概ね地区連合町内会単位で設置し、地区担当制や地域支援チームにより構成します。

※地域と向き合う体制は、地域の実情に合わせ区ごとに取組を進めてきたため、区ごとに体制・運用は異なります。ガイドラインでの定義は次のとおりです。

- 地区担当制
 - 特定の地域を担当する職員が、地域と区役所を日常的につなぎ、所管業務の範囲にとらわれず、地域の課題をきめ細かく把握し、それを課題の所管課につなぐ体制
- 地域支援チーム
 - 地域福祉保健計画地区別計画の策定・推進や、地域防災力の向上などのテーマごとに、地域の活動を支援するための横断的なチーム

地区担当制と地域支援チームは、別々に設置しても、両者の機能を有する一つのチームを設置しても構いませんが、別々に設置する場合は、両者を一体的に運用することが望ましいです。これにより、同じ地区連合町内会を担当する職員同士が十分に情報共有を図り、役割分担しながら、連携してより効果的な地域支援を行えるとともに、地域から見ても、行政の窓口の一本化が図られます。

4 地域支援の流れ・各職員の役割

<地域支援の流れ>

① 地域との関係づくりを進める

正確で親切・丁寧なおもてなしの行政サービスを心がけ、地域と共感と信頼の関係を構築します。さらに、地域に積極的に出向き、地域活動者と顔の見える関係を構築します。

② 地域の状況・課題を総合的に把握する

地域との対話や所管業務の遂行を通じて、地域の状況や課題を把握します。また、地域の状況や課題の把握につながる地域の統計情報を整理します。

③ 地域の状況や課題を区役所内で共有する

地域と向き合う体制のリーダー会議の開催等により、地域の状況や課題を区役所内で共有し、意見交換を行います。その際、地域から行政への要望などは、関係各課に情報提供し、課題解決の支援を依頼します。

④ 区役所としての考え方や、地域支援の取組の方向性(※1)をまとめる

区役所としての地域支援の考え方や取組の方向性をまとめ、区職員に周知します。区役所の考え方や取組の方向性や①から③の流れの中で把握した地域の状況や課題を踏まえて、地域がどのように活動を進めたいのか、さらには、地域との関係づくりや活動の支援をどのように進めていくのかについて、地域と向き合う体制のメンバーが共通認識を持てるように、各区の実情に合わせて、地域(※2)ごとの地域支援の取組の方向性をまとめ、地域と向き合う体制内で共有します。

※1 地域支援の取組の方向性は、①から③の流れの中で把握した地域の状況や課題を踏まえて、地域の活動を支援するために、行政が取り組む方向性をまとめたものです。

※2 概ね地区連合町内会のエリアを基準として、地域の実情に合わせて設定します。

⑤ 地域の活動を支援する

地域が主体的に課題解決に向けた取組を検討するよう地域の活動団体や活動者に声をかけ、ネットワークを構築したり、協働のきっかけづくりとなる話し合いの機会を設定します。そして、活動が安定的・発展的に継続して行われるよう、関係局、中間支援組織とも連携し、地域の団体が連携した取組の支援や、地域活動のきっかけづくり、課題解決の支援などを行います。

さらに、適宜、振り返りの場を設定し、成果や課題を共有し、新たな取組等について検討します。

■ 地域と向き合う体制の主な役割 ■

- ・地域活動者と顔の見える関係を構築し、地域からの要望を関係各課につないだり、地域に関わる行政情報を発信するなど、地域と区役所を日常的につなぎます。
- ・地域との対話等を通じて、地域の状況や課題を把握します。
- ・地域ごとの地域支援の取組の方向性をまとめ、地域の団体が連携した取組を支援したり、地域福祉保健計画地区別計画の策定・推進や、地域防災力の向上等、地域の活動を支援します。

■ 区役所各課の主な役割 ■

- ・正確で親切・丁寧なおもてなしの行政サービスを心がけ、地域からの区役所への信頼を高めます。
- ・所管業務の中で把握した課題等の解決に向けて、必要に応じて、関係各課等とも連携しながら、地域の活動を支援します。
- ・地域と向き合う体制に対し、地域支援に役立つ情報を提供すること等により、間接的な支援を行います。

■ 地域と向き合う体制のとりまとめ課(※3)の主な役割 ■

- ※3 地域力推進担当[全体とりまとめ]が、福祉保健課[地域福祉保健計画]、総務課[地域防災支援]等と課題に応じて役割分担
- ・区役所としての地域支援の考え方や方向性をまとめ、地域と向き合う体制や区役所各課と連携しながら、区役所全体の地域支援を進めます。
 - ・地域の状況・課題を区役所内で共有し、庁内連携を促します。
 - ・地域支援に係る意識を高め、必要なスキルを身に付けられるよう、職員の人材育成を進めます。

■ 関係局の主な役割 ■

- ・常日頃から地域に関心を寄せ、区役所と日常的に情報のやりとりを行い、区役所と連携して、地域の課題解決を支援します。
- ・地域支援に役立つ情報を提供したり、必要に応じて、関係局との連携を促す等により、区役所の後方支援を行います。
- ・局事業に関して計画を策定したり、実施する場合に、関係する区役所に情報提供を行います。

5 地域支援の取組事例

(1) 地域の団体間の協働の促進

地域の0歳から100歳までの方が集える「ひがほん郷まつり」〈緑区〉

(2) 地域活動団体支援

公益社団法人北汲沢地域総合福祉活動委員会の取組〈戸塚区〉

(3) 地域で活躍する人材の発掘・担い手づくり

せやの地域づくり塾(地域の“サポーター”育成)〈瀬谷区〉

(4) 地域施設間の連携促進

青葉区区民利用施設ネットワークづくり〈青葉区〉

(5) 市と市民等との協働の推進、局施策や支援メニューとの連携促進

金沢区六浦東地区まち交流ステーション「もりのお茶の間」開設〈金沢区〉

(6) 中間支援組織との連携

磯子区ボランティア応援隊〈磯子区〉

6 課題と今後の取組

(1) 地域支援に係る人材育成

全ての地域支援に係る職員の意識を高め、そのスキルを一定程度のレベルに高めていけるよう、区局が連携しながら、効果的な研修を実施していきます。

(2) 地域の会議・行事等への出席への配慮

勤務時間外に開催される地域の会議・行事等も多いことから、地区担当業務支援制度等を活用したり、地域と向き合う体制内で役割分担する等、特定の職員に過度な負荷がかからないよう配慮が必要です。

(3) 個人情報の取扱い

地域の状況や課題を共有することは重要ですが、個人情報については、横浜市個人情報保護条例に基づき、適正な取扱いを徹底します。

(4) 各区市民活動支援センターの機能強化

各区市民活動支援センターが、中間支援組織としての役割を十分に果たせるように、ネットワーク機能やコーディネート能力の向上に向けて、更なる取組を進めていく必要があります。